

埼玉県北部保健医療圏地域災害保健医療対策会議設置要綱

(令和元年12月23日 熊谷保健所長及び本庄保健所長決裁)

(設置)

第1条 北部保健医療圏（熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町及び寄居町）において災害時における保健医療体制の速やかな確保を目的とし、埼玉県北部保健医療圏地域災害保健医療対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(業務)

第2条 対策会議の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 医療機関の被災状況や避難所等の保健医療ニーズの把握に関すること
- (2) 災害時の保健医療活動チームの受入及び調整に関すること
- (3) 災害拠点病院及び市町との緊密な連携に関すること
- (4) その他北部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(組織)

第3条 対策会議の委員は、埼玉県北部保健医療圏地域災害保健医療調整会議設置要綱第3条に加え、次に掲げるものとする。

- (1) 来援の保健医療活動チームや自衛隊等
- (2) 医薬品関係団体、医療機器関係団体
- (3) 水道、電気、ガス、電話等のライフライン事業者

(本部長及び副本部長)

第4条 対策会議は本部長及び副本部長を置くこととする。

2 本部長は熊谷保健所長とし、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副本部長は本庄保健所長とし、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(設置場所)

第5条 対策会議の設置場所については、熊谷保健所とする。なお、災害の状況に応じて、本部長の判断により変更することができる。

(対策会議の庶務)

第6条 対策会議の庶務は、熊谷保健所に設ける事務局において処理するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月23日から施行する。

2 第3条の規定による委員の選任及び第6条の規定による会議の庶務、その他この要綱の円滑な実施のために必要な措置は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。